

バイオテクノロジーの発展と特許制度

Development of Biotechnology and Patent System

萱野(村山)英子*

1. 特許の重要性とプロパテント政策

有史以来、人間社会と産業構造はともに変化してきた。社会の産業構造を考える時、「製品を造る」タイプの産業を20世紀型とすると、21世紀型の産業は「情報・方法・体験を創る」タイプの産業だと言えよう。時代の変遷とともに、価値を生み出す主体が「モノ」から「知的財産」へとシフトしてきたと言える。

しかしながら、「知的財産」を管理することは「モノ」を管理するのとは異なった難しさももっている。「モノ」は所有者が物理的に支配することが容易だが、「知的財産」は物理的な管理方法にはなじみにくい。「知的財産」は情報を媒介として模倣されやすく、複数の人間が同時に複数の場所で利用することが可能である。とりわけ情報化時代の今日、所有者の財産権を保護する制度上の方策が必要とされ、「知的財産権」という概念はここから生まれた。「特許権」は「著作権」「商標権」等とならんで産業上重要な知的財産権の代表的なものであり、「発明の保護及び利益を図ることにより、発明を奨励し、産業の発展に寄与することを目的と」している（特許法第1条）。産業上価値のある技術については発明者に一定の期間排他的権利を認めて経済的な利益を付与する反

面、その技術を広く社会に公開することを義務付け、産業の発展を促進しようというものである。

アメリカ合衆国は、かつて国内産業を発展させるために自由競争を重視してきた。公的な規制を最小限にとどめ、工業生産力の増強を推進していた。生産力の向上のためには、利用価値のある技術を広く普及させる必要があるため、特許権を手厚く保護する政策が取られてはこなかった。しかし、消費社会が成熟してくると、「モノ」は社会に行き渡り、工業製品の需要量は伸び悩む傾向にある。そして市場が求めるものは生産される「モノ」の「量」の多さではなく「品質」の良さに変わってくる。製品の品質を保証するためには高水準の技術開発が必要となってくる。技術開発を促進するためには、発明に投じた資金や労力が報われる制度が重要となる。そこで、アメリカの経済政策は特許を重視する「プロパテント政策」へと転じた。今や特許権に代表される知的財産権はアメリカにとって、経済戦略・国際政治上の強力なツールとなっている。

同様に、ヨーロッパ諸国ならびにわが国も、プロパテント政策に転換することによって経済基盤の強化を図ってきた。

ここ数十年のバイオサイエンスのめざましい発達に伴い、いわゆるバイオインダストリーも産業

* Eiko MURAYAMA-KAYANO 東京大学大学院 工学研究科 化学生命工学専攻 技術専門職員

上の重要な地位を確立した。バイオインダストリーの分野では研究・開発や製品生産に不可欠な基本的な技術・ツールの特許が成立している場合が多く、既存の特許発明と無関係に新規技術の開発ができないという傾向がある。バイオテクノロジー分野の特許の例を挙げれば、遺伝子組換え法、PCR (Polymerase Chain Reaction) 法、遺伝子の塩基配列決定法、DNA マイクロアレイ、DNA データベース検索システム等、バイオインダストリー分野で基盤となっている技術の重要特許がある（表1）。これらの基本特許は特許権者に生産の独占や莫大なロイヤリティー収入をもたらすこととなる。

さらに、ポストゲノム時代といわれる今日、バイオインフォマティクスと結びついたテラーメイド医療が発展することが予想されるのに伴い、ゲノム情報が持つ知的財産としての価値はさらに高まると考えられる。また、各種ツールの激しい開発競争が展開されていることや、国際的な市場競争が激化しつつあることを背景として、バイオインダストリーの分野で特許の持つ重要性はますます大きくなっていくであろう。

2. バイオテクノロジーに関連する特許の特徴

「バイオテクノロジー」という用語は、「生物を利用して有益な生産を行う技術」ならびに「生物の能力を改良する技術」と定義できよう。

人類は有史以来、さまざまな形で生物を利用して生活してきた。狩猟と採取によって食物を調達する生活様式から農耕と牧畜の技術に依存した生活様式へと移行し、さらには作物の品種改良や家畜の繁殖など、人為的に生物を管理しその特性を改変する技術も経験的に獲得した。その一方で、醸造・発酵の技術による食品の製造、加熱や化学処理による殺菌、タンパク変性による調理など、生物を制御し生活に役立てる技術を獲得し、利用してきた。バイオテクノロジーはこれらの生物利用技術の延長線上にあり、なおかつ高度に発展した技術であるといえる。生物はそれ自体活動し、

再生産を行う存在であるため、生物の存在や能力の単なる「発見」なのか、高度な新規技術の発明であるのか等、特徴的な論点もある。

バイオテクノロジー分野の特許に関連して、特徴的な論点を紹介する。

2.1 「発見」と「発明」

わが国特許法は「発明の保護及び利益を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的（第1条）」としたものであり、保護の対象となる「発明」とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの（第2条）」と定義している^{註1)}。天然物である生物や生物由来の天然の化学物質の「発見」は「発明」にはあたらないが、微生物に対して人為的に新規な能力を付与する技術や生物由来の天然の化学物質を精製する技術であって、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」であれば特許法で保護対象とされる「発明」にあたる。ヨーロッパ特許条約でも、これに近い立場がとられている。

アメリカ合衆国では従来、「発明」の要件を限定的に考える傾向があった。具体的な判例を挙げれば、Funk Bros. Seed 事件（1948年、連邦最高裁）では、マメ科植物の窒素固定に非抑制的特質を持つリゾビウム属の菌株を利用する方法は「菌株の特性の発見にすぎない」ので、発明にはあたらないとの解釈が示された。しかしながら、時代とともに生物利用技術も進歩・拡大したのに伴い、Bergstrom 事件（1974年、関税特許上訴裁判所）、Bergy 事件（1979年、関税特許上訴裁判所）では、生物由来の天然の化合物（プロスタグランジン）や微生物であっても、精製して得られた純粋なものは特許の対象となるとの解釈が示された（pure form 則）。さらに、Chakrabarty 事件（1980年、連邦最高裁）では、油分解能を付与された微生物は人工的なものであるため天然物とはみなされず、特許の対象であるとされた（USP 4259444）。

2.2 微生物の寄託

表1 バイオテクノロジー分野の代表的な特許の例

特許番号	出願年月日	タイトル	発明者	特許権者	特許年月日
USP4237224	1979. 1. 4	Process for producing biologically functional molecular chimeras (遺伝子組換え法)	S. Cohen H. Boyer	スタンフォード大学	1980. 12. 2
NL8300698	1983. 2. 24	Process for the incorporation of foreign DNA into the genome of dicotyledonous plants (植物遺伝子導入法)	R. Schilperoot 他2名	ライデン大学	1984. 9. 17
USP4736866	1984. 6. 22	Transgenic non-human mammals (トランスジェニック動物)	P. Leder 他1名	ハーバード大学	1988. 4. 12
USP4683202	1985. 10. 25	Process for amplifying nucleic acid sequences (PCR法の原理)	K. Mullis	Cetus Corp. (現在は Roche 社)	1987. 7. 28
USP4811218	1986. 6. 2	Real time scanning electrophoresis apparatus for DNA sequencing (DNA シークエンサー)	M. Hunkapiller 他4名	Applied Biosystems Inc.	1989. 3. 7
USP4889818	1987. 6. 17	Purified thermostable enzyme (Taq ポリメラーゼ)	D. Gelfand 他3名	Cetus Corp.	1989. 12. 26
USP5190931	1989. 11. 15	Regulation of gene expression by employing translational inhibition of mRNA utilizing interfering complementary mRNA (アンチセンス法)	M. Inouye	ニューヨーク州立大学	1993. 3. 2
USP5445934	1992. 9. 30	Array of oligonucleotide on a solid substrate (DNA アレイ)	S. Fodor 他3名	Affymax Technologies N. V.	1995. 8. 29
USP5817479	1996. 8. 7	Human kinase homologs (ESTs)	J. Au-Young 他3名	Incyte Pharmaceuticals Inc.	1998. 10. 6
GB2318578	1996. 8. 30	Quiescent cell populations for nuclear transfer (クローン動物)	K. Campbell 他1名	Roslin Institute	1998. 4. 29
USP6223186	1998. 10. 20	System and method for a precompiled database for biomolecular sequence information (DNA データベース検索システム)	P. Rigault 他9名	Incyte Pharmaceuticals Inc.	2001. 4. 24

通常の特許の場合、発明の内容は明細書に記載することによって開示されてきた。しかし、微生物に関する特許の場合、明細書への記載のみでは第三者が同一微生物を入手するすることが困難であり、実施には不十分である。そこで第三者に対しても発明を開示する目的で微生物の「寄託制度」が設けられている。日本の場合、茨城県つくば市にある生命工学工業技術研究所が寄託機関となっている。第三者は特許日以降その特許が存続している期間中、試験研究の目的のために寄託微生物の分譲を受けることができる。

かつては各国でそれぞれ独自に寄託制度が実施されていたが、特許業務の国際化に対応するため、ブダペスト条約（「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」1980年）が締結された。この条約により、国際寄託当局として認められた機関に寄託すれば条約締結国間において寄託の効力を持つこととなる。日本では上記生命工学工業技術研究所、アメリカではATCC (American Type Culture Collection) およびNRRL (Agricultural Research Service Culture Collection, Northern Regional Research Center), イギリスではNCIMB (The National Collections of Industrial and Marine Bacteria), フランスではCNCM (Collection Nationale de Cultures de Micro-Organismes), ドイツではDSM (Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH) が国際寄託機関となっている。

2.3 生物の品種に関する特許

有性生殖を行う生物の場合、自然界においても交雑が起こり生物系統の形質が変化しうる。この体験的知識をもとに古来から育種的な生物の品種改良が行われてきた。人為的な品種の創出が特許の対象となるのかどうかもバイオテクノロジー特有の論点であった。近年、遺伝子組換え技術や細胞融合技術の確立によって植物の新品種の創出が容易になってきたことから、新品種の創出を発明と位置付け、特許の対象とする動きが顕著になってきた。

国際的な動向としては、1961年に採択されたUPOV条約 (UPOV : 植物新品種保護国際同盟 Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales) は、植物の新品種の保護は特許法ではなく農業問題であるという立場に立ち、品種の保護を図ったものであった（日本は1982年に加盟）。この条約はその後3次にわたる改正を経て今日に至っている。1991年に行われた第3次改正では、保護対象植物を「全植物」に拡大し、育成者権が強化された。

1994年の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(Agreement on Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights : TRIPs協定) 第27条（特許の対象）の第3項^{注2)}には、加盟国は「微生物以外の動植物」や「微生物以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法」を特許の対象から除外することができる、としているが、「加盟国は、特許若しくは効果的な特別な制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める」という但し書きがあり、植物の品種保護の方法に関しては各国の制度に任されている。

わが国においては、従来より種苗法（昭和22年、旧・種苗法制定）に基づく植物の新品種登録制度があり、育成者の権利保護が図られてきた。UPOV条約の第3次改正を受けて平成10年に種苗法が改正され、対象植物を栽培される植物全体に拡大すると同時に品種育成者の権利の強化を図った。

遺伝子組換え技術を利用したバイオテクノロジー育種の場合、「自然法則を利用して技術的思想の創作（特許法第2条第1項）」という発明の定義に合致するため、種苗法に基づく育種者としての権利とは別個に、特許法に基づく発明者としての権利も認められることとなり、二重の権利構造となっている。生物であることを理由に特許の対象から除外しない、というのがわが国の基本的な概念である。

ヨーロッパの場合、元来生物そのものを特許の対象とすることには消極的な姿勢が見られ、1978年のヨーロッパ特許条約(EPC) 53条bには特許性の例外規定として「動植物の品種及び動植物

生産のための本質的に生物学的な方法」が挙げられていた。そのためヨーロッパでは一時（1996～97年）遺伝子組換え植物の特許が保留されていた。1998年のEUバイオ指令によって包括的植物特許が認められ、翌年EPC施行規則が改正され23bが加えられたのに伴い、遺伝子組換え植物の特許審査が行われるようになった。

アメリカにおいては、無性繁殖する植物の新品種保護の場合は、1930年の植物特許法（Plant Patent Act, 略称PPA）に基づいて行われてきた。有性繁殖する植物の場合は、従前の技術による新品種については1970年の植物品種保護法により保護され、遺伝子組換え技術等による新品種については特許法によって保護されるという「テリトリーフィー」がなされる傾向があった。しかし、1994年の植物品種保護法の改正によって育成者権が強化されたため、植物品種保護法による保護も利用しようという動きもある。

3. 特許の重要性と訴訟の増加 (t-PA判決の例)

企業戦略におけるバイオテクノロジー特許の重要性が増し、特許件数が増大する中で、特許訴訟も増加しつつある。多岐にわたる特許訴訟の中の一連の例として、t-PAに関係する特許係争をピックアップしてみると以下のような事例が挙げられる（表2）。

ヒトt-PA(tissue plasminogen activator)は、527アミノ酸で構成される生理活性物質であり、血栓溶解剤として機能する。遺伝子組換えによる生産についてはGenentech社が特許権を持っている（USP4766075, 1988年8月23日）。

(1) Genentech社対Wellcome社, Genetic Institute社

Wellcome社はmet-t-PAを製品化しているが、これはGenentech社のt-PAではバリンであった245番目のアミノ酸がクローニングエラーによってメチオニンに置換されたものであった。

Genetic Institute社の製品FEIXは、Wellcome社のmet-t-PAにさらに1残基の変異を加え、N

末端側の82残基が削除されたものである。

原告Genentech社は、Wellcome社とGenetic Institute社両社に対して特許権侵害訴訟を提起した。

第1審のデラウェア州地裁の判決では被告の両社が主張していた「新規性阻却事由」「新規事項追加」「禁反言」「均等論」「不正行為」の各争点においてその主張を退け、原告Genentech社の勝訴となった。

これに対してWellcome社とGenetic Institute社はこの判決を不服として、CAFC(Court of Appeals for the Federal Circuit:連邦巡回区控訴裁判所)に控訴した。その後、Wellcome社が控訴を取り下げたため、Genentech社とGenetic Institute社が改変箇所の多いFEIXの均等性を巡って争った。主な争点は、クレームの解釈と禁反言・均等論の適用であったが、クレーム中の比活性値が異なること等から、均等ではないとの判断がなされた。この判決の特徴は、均等論の判断基準としてGraver Tank事件(1950年)以来の「三要素テスト(tripartite test)」すなわち「機能function」「方法way」「結果result」を吟味するという原則が示されたことである。FEIXは機能の面でGenentech社のt-PAと均等ではないと判断された。

(2) Genentech社対東洋紡

東洋紡が組換えヒトt-PAの製造・販売を計画したところ、Genentech社が東洋紡を相手に特許権侵害予防請求訴訟を提起した。その結果、大阪高裁判決(1994年2月25日)でGenentech社の特許権に対する東洋紡の侵害が認められ、東洋紡はt-PAの製造・販売を断念した。

(3) Genentech社対住友製薬

住友製薬は(1)の事例のWellcome社と提携し、t-PAの製造・販売を計画したところ、Genentech社が再度特許権侵害予防請求訴訟を提起した事例である。住友製薬のt-PAはWellcome社のもの同様245番目のアミノ酸がメチオニンに置換されたものであったため、この変異の均等性が主な争点となった。第一審の大坂地裁判決(1994年10

表2 t-PAに関する主要係争

1) アメリカ合衆国

事件名	係争法廷	判決年月日	係争当事者	争点	結果
組換えヒト t-PA 事件	デラウェア 州地裁	1992. 7. 15	Genentech v. Wellcome, Genetic Institute	「アミノ酸置換した t-PA の 製造・使用・輸出が原告の特 許権を侵害するか」新規性阻 却事由、新規事項追加、禁反 言、均等論、不正行為が争点	Genentech 勝訴
組換えヒト t-PA 事件	CAFC	1994. 6. 27	Genentech v. Genetic In- stitute (Wellcome は取 下げ)	上記訴訟の控訴審「改変箇所 の多いアミノ酸置換 t-PA は均等の範囲に入るか」禁反 言・均等論が争点	Genetic Insti- tute 勝訴

CAFC : Court of Appeals for the Federal Circuit (連邦巡回区控訴裁判所)

2) ヨーロッパ

事件名	係争法廷	判決年月日	係争当事者	争点	結果
組換えヒト t-PA 事件	イギリス高 等法院	1987. 7. 7	Genentech, Boehringer Ingerheim v. Wellcome	特許取消請求 新規性、クレームの範囲、 寄託が争点	一部のクレームが有 効、それ以外は無効 とされた
組換えヒト t-PA 欧州 審判事件	EPO	1995. 11. 8	Genentech, Boehringer Ingerheim v. Wellcome	上記訴訟の意義決定不服審 査	一審に差戻し

EPO : European Patent Office (ヨーロッパ特許庁)

3) 日本

事件名	係争法廷	判決年月日	係争当事者	争点	結果
組換えヒト t-PA 事件	大阪高裁	1994. 2. 2	Genentech v. 東 洋紡	特許権侵害予防請求 発明未完成、新規性、進歩性、 優先権、補正の適否、技術的 範囲が争点	侵害成立 Genentech 勝訴
メチオニン t-PA 事件	大阪地裁	1994. 10. 27	Genentech v. 住 友製薬	技術的範囲が争点	均等不成立 住友製薬勝訴
メチオニン t-PA 事件	大阪高裁	1996. 3. 29	Genentech v. 住 友製薬	上記訴訟の控訴審	均等成立 Genentech 勝訴

月 27 日) では均等とは認められず、Genentech 社の特許権の侵害にはあたらないとされ、デラウェア州地裁の判決とは異なる判断が示された。

Wellcome 社はこれを不服として大阪高裁に控訴した。1996 年 3 月 29 日の判決では、一転して均等性が認められ、Genentech 社の勝訴となった。この判決は、日本の均等論の礎ともいえるものである。

4. 「均等論」とは

↑ 上に述べた t-PA の判例の論旨に「均等論」という概念が適用されている。「均等論」とは、文言上では特許請求の範囲（クレーム）の範囲に含まれない事項に対しても、均等性が認められれば、特許権の及ぶ範囲として他者の侵害を排除するという概念である。タンパク質の場合、アミノ酸配

列で特定され、クレームに記載されることが多い。しかし、バイオテクノロジー分野の専門家の間では、クレーム中の配列を改変しても同様な性状をもつ生理活性物質が得られることが多いことは既に知られている事実である。それにもかかわらず、クレームの記載どおりの配列からなるタンパク質のみを特許権の対象とすると、第三者の模倣を容易に許すこととなり、特許権の保護が不十分となる。そこで、均等論を援用し、クレームの文言どおりではないが、本質的に均等と考えられるものは保護の対象とすることがある。

日本の判例の中で均等論を論拠とした代表的なものに「ボールスライン軸受事件（最高裁、平成10（1998）年2月24日）」がある。被上告人は「無限滑動用ボールスライン軸受」という装置を発明し、その特許権（JP999139）を有している。上告人は形状がクレームと異なる軸受け装置を発明し、製造販売していた。それに対し、被上告人は特許権侵害訴訟を提起した。この判決では、軸受け装置の形状がクレームと異なる場合であっても均等論が適用され、特許権の範囲内となる場合があると述べられている。この判決の特徴は、均等論の適用基準を示したことである。すなわち、「本質的部分は共通であること」「置き換える同一の作用効果があること」「同じ技術分野における通常の知識を持つ者であれば置き換えることを容易に思いつくこと」「均等の適用除外事由がないこと」である。

アメリカ合衆国の判例では、「Hilton-Davis事件（CAFC, 1997年6月12日）」が有名である。原告（被上訴人）Hilton-Davis社は食品の着色料を精製する方法の特許（USP4560746）を有している。そのクレームには精製方法について「pHはほぼ6.0～9.0」等、いくつかの条件を記載していた。被告（上訴人）Warner-Jenkinson社は同様の着色料を製造していたが、pHを5.0とする等、精製条件に違いがあった。しかし、原告Hilton-Davis社は、被告Warner-Jenkinson社を特許権の侵害で提訴した。この事件では精製条件がクレームの範囲外であったが、均等性が認められるかど

うかが争点の1つとなった。最終的には原告Hilton-Davis社の主張通り、特許権侵害が認められた。この判決では均等論の判断は発明全体ではなく、個々の要素ごとに判断されるべきであるという原則（element-by-element）が打ち出された。

また、2000年11月29日にアメリカ合衆国CAFC en banc（全員法廷：判事全員が出席する法廷）において「Festo事件」判決が出された。これはFesto社はロッドレス磁気シリンダに関する特許2件の特許権者である。これを根拠として類似の製品を製造・販売したShoketsu Kinzoku Kogyo（SMC）社を特許侵害で提訴した。マサチューセッツ地裁は、均等論を根拠にSMCの特許侵害を認めた。第2審のCAFCは均等論の適用を否定して非侵害とした。このCAFCの判決は、「クレームを補正した場合、禁反言（estoppel）の対象となり、均等論は適用されない。ゆえにこれを根拠とした侵害は認められない」という内容のものであった。その後、連邦最高裁に上告されて現在係争中であり、注目を集めている。

5. バイオテクノロジー特許の今後の課題

2001年秋のアメリカでの炭疽菌事件の際、抗生物質Ciprofloxacin（通称Cipro）の需要が爆発的に増大し、特許権者であるBayer社の供給が追いつかないという事態が生じた。その際、インドの製薬会社Ranbaxy Laboratories社が緊急時の特例として特許権の使用許諾を受けずにコピー薬を製造し、低価格で供給すると申し出たのも記憶に新しい。2000年にもNGO「国境なき医師団」がエイズ治療薬の安価なコピー薬を購入して、発展途上国で配布する計画を立て製薬会社から差し止め請求を受けた事例があり、注目を集めた。これらの論争の結果、特許権を保持する製薬会社は、開発途上国に対して製造原価で薬剤を提供する運びとなった。2001年11月9～14日にドーハで開催された第4回WTO（World Trade Organization）の閣僚会議でも、人道上の観点から緊急時には政府が薬剤製造の特許権を制限できるこ

とを確認したが、特許権と緊急時の疾病の治療・予防や開発途上国における公衆衛生との均衡をどのように図るかは今後の課題である。

特許制度が生まれた頃、特許の対象として想定されていたのは工業生産のための方法とそれによって生産された製造物であった。しかし、バイオインダストリーが発展するにつれて新しい状況が生まれ、本来の特許制度では対応しきれない側面もある。21世紀に入り、産業構造も変化しつつあるが、特許制度自体も新しい産業構造に対応した変革が求められているのではないだろうか。

註1) 「特許法」

第1条（目的）この法律は、発明の保護及び利益を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）この法律で、「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものという。

註2) 「TRIPs協定」

第27条（特許の対象）

3 加盟国は、また次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別な制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。

文 献

- 1) 田村善之、知的財産法（第2版）、有斐閣(2000)
- 2) 高倉成男、知的財産法制と国際政策、有斐閣(2001)

- 3) 竹田和彦、特許の知識（第6版）、ダイヤモンド社(1999)
- 4) 相澤英孝、バイオテクノロジーと特許法、弘文堂(1994)
- 5) 松本重敏、特許発明の保護範囲（新版）、有斐閣(2000)
- 6) 増井和夫・田村善之、特許判例ガイド（第2版）、有斐閣(2000)
- 7) 日本感性工学会・IP研究会、遺伝子ビジネスとゲノム特許、経済産業調査会(2001)
- 8) 小林秀之、日米知的財産訴訟、弘文堂(1994)
- 9) 指宿信、インターネットで外国法、日本評論社(1998)
- 10) L. Westerlund, Biotech Patents-Equivalency and Exclusions under European and U. S. Patent Law, Jure (Sweden) (2001)

【関連ウェブサイト】

- 1) (特許庁) <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>
- 2) (最高裁判所) <http://www.courts.go.jp/>
- 3) (外務省) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>
- 4) (アメリカ特許庁) <http://www.uspto.gov/>
- 5) (アメリカ裁判所) <http://www.uscourts.gov/>
- 6) (アメリカ連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)) <http://www.fedcir.gov/>
- 7) (ジョージタウン大学図書館 CAFC 判例データベース) <http://www.ll.georgetown.edu/Fed-Ct/cafed.html>
- 8) (ヨーロッパ特許庁) <http://www.european-patent-office.org/>
- 9) (ヨーロッパ特許庁検索ページ) <http://ep.espacenet.com/>
- 10) (EC裁判所) <http://www.europa.eu.int/cj/en/index.htm>
- 11) (イギリス特許庁) <http://www.patent.gov.uk/>
- 12) (イギリス特許裁判所) http://www.courtservice.gov.uk/notices/pats/pat_guide.htm